

にしめやランド企画・運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

西目屋村をひとつのテーマパークとし、村内外の方が西目屋村で楽しめるイベントを企画・運営することにより、誘客の拡大を図るとともに、地域活性化に資することを目的とする。

(2) 業務名

にしめやランド企画・運営業務委託

(3) 業務内容

別添「にしめやランド企画・運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

※ただし、契約時における仕様は、契約候補者として選定された者の企画提案内容により変更する場合があります。

(4) 履行期間

令和7年4月下旬から令和7年9月30日まで

2 事業規模

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 問い合わせ・書類提出先

〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57

目屋観光協会 事務局（西目屋村産業課内） 担当 平田・西澤綾

TEL 0172-85-2800 FAX 0172-85-2590

メール nishimeya-sangyou@vill.nishimeya.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。
なお、契約候補者の決定後、契約の締結までの間においても、以下の各号に該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の規定に該当する者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者

- (4) 西目屋村工事請負契約等に係る西目屋村建設業者等指名停止要領に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者

5 質問等の受付

- (1) 質問受付 令和6年10月4日(金)16時必着
- (2) 質問方法 別添質問書(様式1)に記入のうえ、電子メールにて提出すること。
- (3) 回答日 令和6年10月11日(金)
- (4) 回答方法 西目屋村HPに掲載

6 参加申込書の作成及び提出

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書(様式2)
 - ②会社概要書(様式3)
 - ③業務実績調書(様式4)
 - ④登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書
 - ⑤財務諸表等の写し
 - ⑥直近年度の国税(法人税と消費税及び地方消費税)、村税(法人住民税と固定資産税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもので、発行日から3ヵ月以内)
※納税証明書(未納がないことが確認できるもの)は、課税のあるもののみを提出すること。

※注意事項

西目屋村入札参加有資格者名簿に登録されている者は、提出書類④⑤⑥を省略することができる。

- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 持参または郵送(当日到着分のみ有効)
- (4) 提出期限 令和6年10月18日(金)16時必着
- (5) 参加資格の通知 参加申込者に電子メールにて通知する。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類(不備がある場合は、一切受け付けない。また、提出後の修正についても同様とする。)
 - ①企画提案書提出届(様式5)
 - ②企画提案書(自由様式)
 - ③業務工程表(自由様式、押印不要)
 - ④実施体制調書(様式6)
 - ⑤見積書(自由様式)

⑥再委託調書（様式7）

※再委託する場合のみ。

(2) 提出部数 10部（原本1部、副本9部）

※ただし、原本1部は会社名を記名したものとし、副本9部は会社名が推測できないように作成すること。

(3) 提出方法 持参または郵送（当日到着分のみ有効）

(4) 提出期限 令和6年10月31日（木）16時必着

※なお、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(5) 企画提案書の構成

仕様書「5 業務内容」に対する提案とし、A4縦、横書き、フラットファイル左綴じとすること。また、ページ数は10ページ以内とする。なお、A4以外のサイズを用いる場合は、A4サイズに折りたたむこと。

(6) 業務工程表の構成

仕様書に掲げる業務の着手から完了までにかかる工程を詳細に記載すること。

(7) 見積書の構成

仕様書に掲げる業務の着手から完了までにかかる各項目の費用（人件費と仕様書「5 業務内容」にかかる費用、その他の経費は明確に区分し、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。）

8 審査・選考方法

(1) 選考方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、目屋観光協会長をはじめとする審査委員会にて総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。

(2) 企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、開催日については追って連絡する。（令和6年11月中旬予定）

(3) プレゼンテーションの説明時間は20分とする。

(4) 選考結果は、当協会での手続き完了後に、全提案事業者宛てに連絡する。

9 契約の方法

(1) 審査委員会において契約候補者を決定した後、覚書を交わし、令和7年度に一者随意契約を行う。（令和7年4月下旬を予定）

(2) 契約行為については、令和7年度西目屋村当初予算を前提とし、予算が否決となった場合は、契約を見送ることとなりますので、あらかじめご了承ください。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施にあたって疑義が生じた場合は、担当と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (2) 企画提案に関する一切の費用は各社負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容については公表しない。

(参考) にしめやランド企画・運營業務委託に係る公募型プロポーザル日程

- | | |
|--------------|----------------------|
| ・ HP掲載 | 令和6年9月24日 (火) |
| ・ 質問票受付締切 | 令和6年10月4日 (金) 16時必着 |
| ・ 質問回答 | 令和6年10月11日 (金) 16時まで |
| ・ 参加申込書の受付締切 | 令和6年10月18日 (金) 16時まで |
| ・ 企画提案書受付締切 | 令和6年10月31日 (木) 16時まで |
| ・ 審査 | 令和6年11月中旬 予定 |
| ・ 結果通知 | 令和6年11月中旬 予定 |